事業計画書概要版

- 1 市民の平等な利用に関すること
 - (1)管理運営方針等
 - ア 児童が遊びを通して活躍できる場所を提供し、気軽に利用できる児童たちの 居場所をつくる。
 - イ 児童を孤立させない地域の児童支援機能の充実を図る。
 - ウ地域一体となった児童の健やかな育ちを支援する。
 - (2) 平等利用
 - ア 法人内の専門職と連携し全ての児童に対して平等に対応する。
 - イ 毎月の児童センターだよりを関係機関に配布し幅広い周知を行う。
 - ウ 苦情受付窓口や第三者委員を設置し苦情解決のシステムを整える。
- 2 施設効用の発揮に関すること
 - (1) 利用の促進
 - ア 児童が楽しく学べるイベントを増やす (キャリア教育、出前講座を行う)。
 - イ 孤立している子育て世帯に児童センターの情報を届ける。
 - ウ 放課後児童クラブの定員を上げて活性化を図る。
 - エ 定期的にアンケートを実施し利用者のニーズを把握する。
 - オ 自主事業として自然体験キャンプを実施し、現在の地域食堂を継続する。
 - (2) サービス・利便性の維持向上
 - ア 不登校の児童の居場所づくりを行う。
 - イ 施設や管理物品の確認・点検、安全管理を徹底する。
 - ウ 不審者対策としてセキュリティシステムを導入する。
 - エ 危機管理マニュアルを作成し訓練を実施する。
- 3 経済的な管理運営に関すること
 - ア スタッフの生活を保障し人件費の適切な管理に努める。
 - イ 入札による経費削減や物品の一括購入を行う。
- 4 安定的な施設の管理運営に関すること
 - ア 法人のバックアップにより連絡・責任体制を組織する。
 - イ 指導マニュアルの活用や法人研修体系に沿って職員の資質向上を図る。
 - ウ 個人情報保護、労働法令等の規定を順守する。
 - エ 地域住民、行政、学校等を中心に定期的に地域座談会を開催する。
- 5 地域への貢献に関すること

- ア 柔軟な雇用形態と幅広い働き方により積極的に地元雇用に貢献する。
- イ 地域活動へ積極的に参加し地域活性化に協力する。
- 6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること
 - ア 障害児の対応には法人内の専門的知識・経験を活かし連携して対応する。
 - イ 地域の子育て世代を誰一人も取りこぼさない切れ目のない支援を行う。